

恵庭市告示第25号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和8年5月26日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和8年5月26日（火）から令和8年9月24日（木）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所3階 経済部商工労働課

以上

北海道告示第10897号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年9月24日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和8年5月20日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

恵庭市黄金ショッピングセンター
恵庭市黄金南6丁目10番5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 株式会社豊月 代表取締役 豊岡 憲治
苫小牧市永福町1丁目1番17号
イ 東宝株式会社 代表取締役 松岡 宏泰
東京都千代田区有楽町1丁目2番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) (ア) 株式会社豊月 代表取締役 豊岡 憲治
芦別市南2条東1丁目5番地2
(イ) 東宝株式会社 代表取締役 島谷 能成
東京都千代田区有楽町1丁目2番2号
(変更後) (ア) 株式会社豊月 代表取締役 豊岡 憲治
苫小牧市永福町1丁目1番17号
(イ) 東宝株式会社 代表取締役 松岡 宏泰
東京都千代田区有楽町1丁目2番2号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社豊月	代表取締役 豊岡 憲治	芦別市南2条東1丁目5番地2
株式会社サッポロドラッグ ストア	代表取締役 富山 睦浩	札幌市北区太平3条1丁目3番18号
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町1丁目3番5号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更 事項
株式会社豊月	代表取締役 豊岡 憲治	苫小牧市永福町1丁目1番17号	(ア)

株式会社サッポロドラッグ ストアー	代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北8条東4丁目1番20号	(イ) (ウ)
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	(エ)
青山商事株式会社	代表取締役 遠藤 泰三	広島県福山市王子町1丁目3番5号	(オ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア(ア)、イ(ア) 令和5年4月1日
 上記(3)ア(イ) 令和4年5月26日
 上記(3)イ(イ) 平成27年5月14日
 上記(3)イ(ウ) 令和2年9月28日
 上記(3)イ(エ) 令和2年8月21日
 上記(3)イ(オ) 令和7年6月26日

(5) 変更する理由

上記(3)ア(ア)、イ(ア) 本社移転のため
 上記(3)ア(イ) 代表取締役社長異動のため
 上記(3)イ(イ) 代表取締役異動のため
 上記(3)イ(ウ) 本社移転のため
 上記(3)イ(エ) 代表取締役異動のため
 上記(3)イ(オ) 代表取締役異動のため

2 届出年月日

令和8年5月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和8年5月20日(水)から令和8年9月24日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
 関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで